

住宅宿泊事業にかか る 衛生管理講習会



和歌山県生活衛生課

本日の講習会の対象者は

住宅宿泊事業者 又は
住宅宿泊管理業者（再委託者含む）
のいずれかです。

住宅宿泊事業法において
それぞれの業務が明記されています。



目次（講習会の内容）

- 1 宿泊者の衛生確保のための法令等について・・・[P4](#)
- 2 レジオネラ症の発生防止について・・・・・・・・・・[P20](#)
- 3 その他の疾患の発生予防について・・・・・・・・・・[P42](#)
- 4 ねずみ・衛生害虫防除について・・・・・・・・・・[P54](#)
- 5 届出受理通知後、事業者がしなければならないこと
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[P59](#)

宿泊者の衛生確保のための法令等について（その1）

1 宿泊者の衛生確保のための法令等について

【住宅宿泊事業法 第5条】

住宅宿泊事業者は、届出住宅について、各居室の床面積に応じた宿泊者数の制限、定期的な清掃その他の宿泊者の衛生の確保を図るために必要な措置であって厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

【厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則（厚生労働省令 第107号）】

- (1) 居室の床面積は、宿泊者1人当たり3.3平方メートル以上を確保すること。
- (2) 定期的な清掃及び換気を行うこと。

【県住宅宿泊事業法施行条例 第5条】

住宅宿泊事業者は、法第5条及び厚労省規則第2号の規定に基づき届出住宅の定期的な清掃及び換気を行うに当たっては、宿泊者の衛生の確保を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

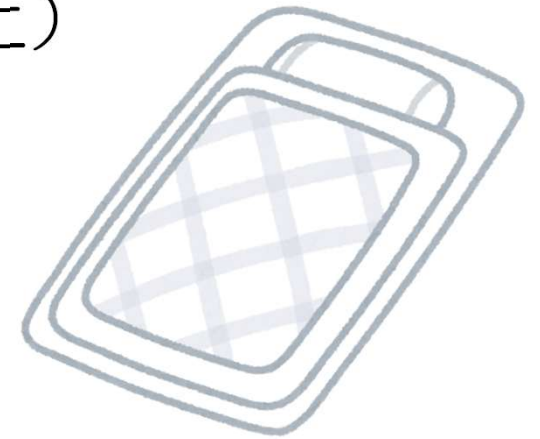
宿泊者の衛生確保のための法令等について（その2）

【県住宅宿泊事業法施行条例 第5条】

- （1） 設備の定期的な清掃及び換気を行う。
- （2） 浴槽は 毎日完全に換水し清掃する。
（循環ろ過器設置の場合は週に1回以上）
- （3） 備品は、定期的に清掃する。
- （4） 敷布・枕カバー・タオルなどは
宿泊者が変わる度に洗濯後のものに
交換する。
- （5） 知事が指定する衛生管理に関する講習を受講する。

（県住宅宿泊事業法施行細則第6条第2項

届出受理通知から1年以内）



【住宅宿泊事業法施行要領

（民泊ガイドライン）2-2(1)】

①必要な措置について

- 宿泊者が感染症に罹患した場合、保健所へ通報し、指示に従う（場合によっては設備・器具の消毒及び廃棄）
- 循環式浴槽や加湿器がある場合は宿泊者ごとに浴槽又は加湿器内の水を交換し、洗浄を行う



【住宅宿泊事業法施行要領
（民泊ガイドライン）2-2(1)】

②その他の留意事項について

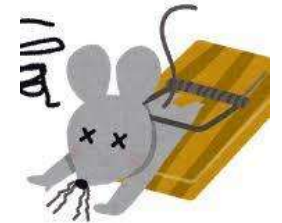
旅館業における衛生等管理要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/001438962.pdf>

を参考に、適切な衛生措置を講じて
いただきますようお願いいたします。

【施設全般】

- 定期的な清掃とねずみ、衛生害虫等の生息状況の点検
駆除を行い記録しておく。記録は3年間保管。



<対策>

○侵入防止

外部に開放する排水口・吸排気口等に金網設置
窓に防虫網等の防除設備の設置

○発生源除去

施設及びその周辺の定期的な清掃・換気
発生源の撤去、寝具等の管理

○駆除

6か月以内に1回以上の実施に努める
殺鼠剤・殺虫剤の散布



【洗面所の管理】

- 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つ。



- 洗面設備には、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える。

タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人毎に消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに表示することが望ましい。カミソリを備える場合は、新しいものにする。

【浴室の管理】

- 常に使用できるように**定期的に保守点検する。**
- 浴槽水は適温に保つ
- 洗いおけ、腰掛け等入浴者が直接接触する器具及び浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、常に衛生的に保つ。
- **設備は定期的に清掃及び消毒する。**



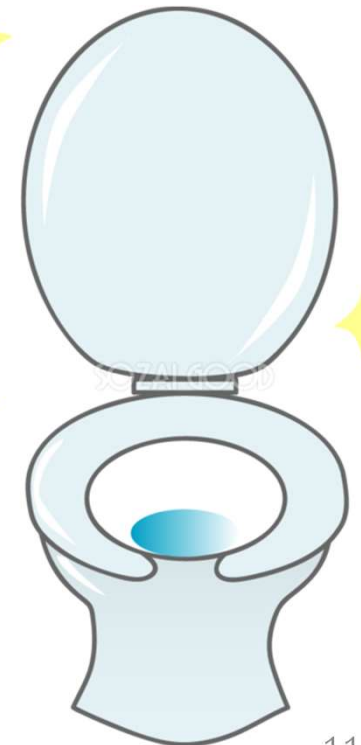
レジオネラ症予防対策にご留意を！！

【便所の管理】

- 便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つ。
- **座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、1日1回以上消毒**し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示することが望ましい。
- 手洗い設備は消毒薬、石けん、ハンドソープを備えておく。

【手洗い設備の管理】

- 消毒液又は石ケン、ハンドソープを備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置する。



【寝具の管理】

- 布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に覆う。
- 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人毎に洗濯したものと取り替える。
- 連泊者にあっては、寝衣は毎日、その他のものは少なくとも3日に1回は取り替えること。

【寝具の管理】

- 寝具は、適切に洗濯・管理などを行う。



【寝具の保管室の管理】

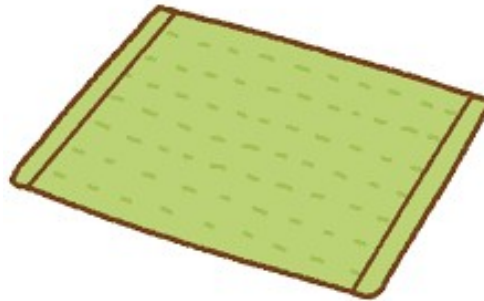
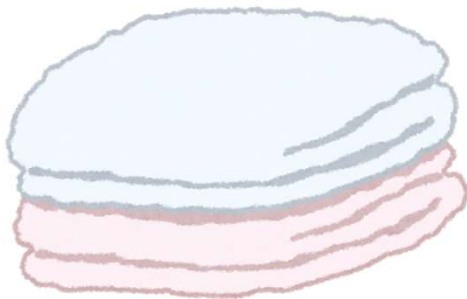
- 寝具を収納する押し入れその他保管室は、適切に清掃し、常に清潔に保つ。



旅館業における衛生等管理要領（抜粋）

【タオル等の管理】

洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、清潔で衛生的に取り扱い、使用に支障が生じないよう適切な数を常に供給すること。



【案内書等の作成】

- ① 衛生及び善良風俗の保持
- ② 避難経路の案内
- ③ 非常時の対応策等に関するもの

これらの文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意喚起に努める。

必要に応じて、英語等外国語版の文書等も作成する。

【事故等の対応措置】

宿泊者等の傷害、事故等の発生に備え、これに必要な措置を次に掲げるところにより講ずること。

- (1) 救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと。
- (2) 事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網を整備しておくこと。
- (3) 感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、保健所等に通報し、その指示を受けること。
また使用した客室、寝具及び器具類を消毒、廃棄すること。

【事故等の対応措置】

(4) 施設利用者の中で、**レジオネラ症又はその疑いのある患者が出た場合には、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。**

- 1) 発生源と疑われる設備等は現状を保持すること。
- 2) 浴槽の使用を中止すること。
- 3) 浴槽等に、消毒剤の投入を行わないこと。

※レジオネラ属菌の発生原因を保健所が調査する前に自らの判断で消毒、清掃等を行わないように注意してください。

【住宅宿泊事業法施行要領

（民泊ガイドライン）2-2(5)】

ごみの処理に関し配慮すべき事項について



- 住宅宿泊事業に起因して発生したごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない。
- 住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、宿泊者が届出住宅内で排出したごみについて、当該市町村が定めた廃棄物の分別方法等に沿って、住宅宿泊事業者が指定した方法（届出住宅内の適切な場所にごみを捨てること等を含む。）により捨てるべきであること等を説明する必要がある。

指導監督について

- **業務改善命令**（法第15条）

適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じることができる。

- **業務停止命令**（法第16条第1項）

適正な運営を確保するため必要があると認めるとき又は業務改善命令に違反した場合は、住宅宿泊事業の廃止を命じることができる。

2 レジオネラ症の発生防止について

(1) レジオネラ属菌とレジオネラ症

(2) 全国の発生状況
発生動向調査
集団感染事例



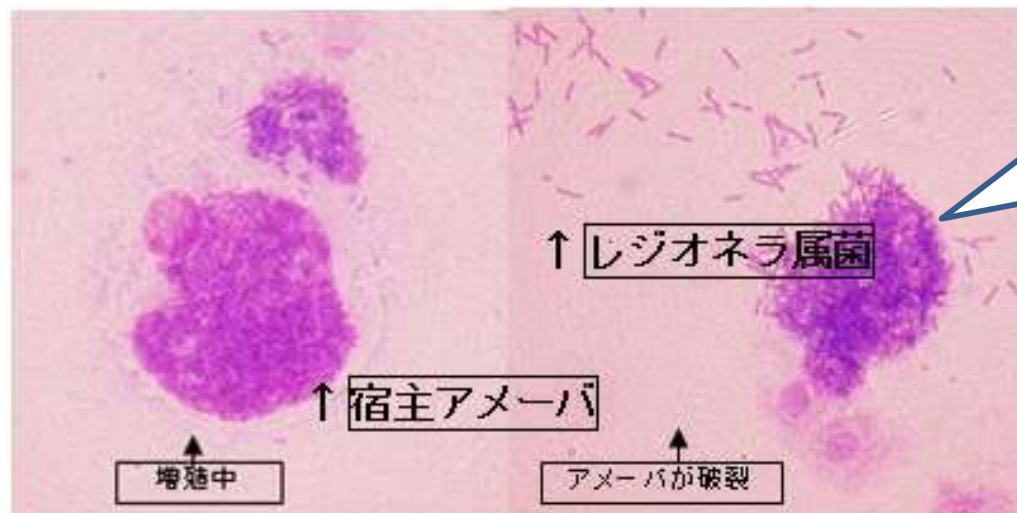
(3) 入浴施設等の衛生管理上の措置
入浴施設
加湿器



レジオネラ属菌とは

レジオネラ属菌は、自然界の土壌（地表から深さ10cmまでと言われる）と淡水（川や湖）に生息するグラム陰性桿菌で、菌体の端に1本の鞭毛があり、運動性を持った細菌です。

レジオネラ属菌は、一般に20～50℃で繁殖し、特に36℃前後がより繁殖に適しているため、冷却塔や加湿器、温泉や風呂の浴槽など人工の環境においても条件によっては異常繁殖します。



県内でも令和4年4月からこれまで既に24件の宿泊施設や浴場等でレジオネラ属菌が発見されています。

レジオネラ症とは

レジオネラ症は、レジオネラ属菌を含んだ直径 $5\mu\text{m}$ 以下のエアロゾル（霧状になった水）を吸入することにより感染します。レジオネラ属菌に汚染された循環式浴槽水、シャワー、噴水、洗車、野菜への噴霧水のエアロゾルの吸入、浴槽水で溺れて汚染水を呼吸器に吸込んだ時などに感染・発症した事例が報告されています。



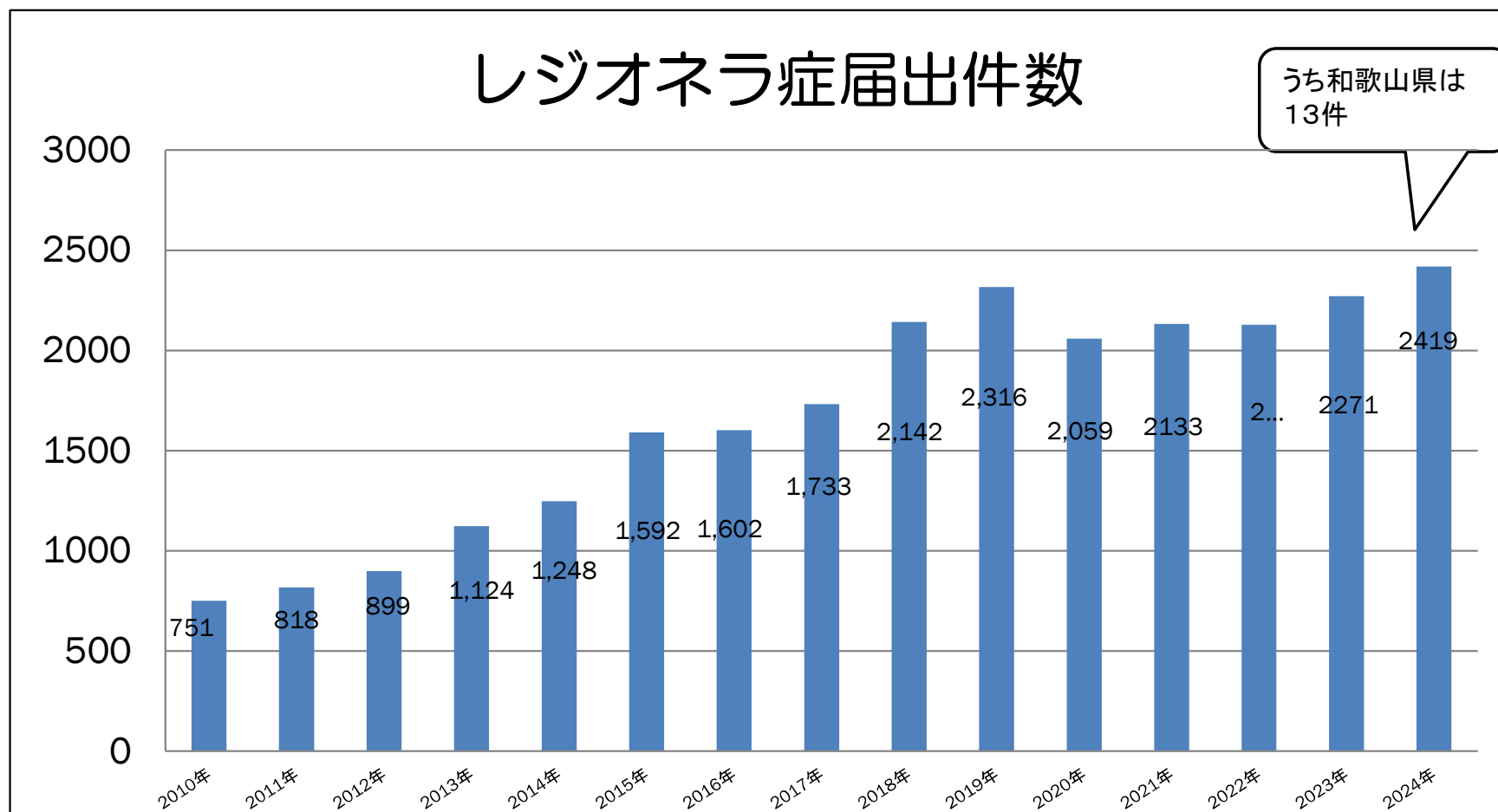
レジオネラ症

レジオネラ肺炎	ポンティアック熱
<p>■ 主な症状</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高熱・呼吸困難・ 筋肉痛・吐き気・ 下痢・意識障害 <p>■ 特徴</p> <p>急激に重症になり死亡することもある</p>	<p>■ 主な症状</p> <ul style="list-style-type: none">・ 発熱・ 寒気・ 筋肉痛 <p>■ 特徴</p> <p>一般的に軽症で数日で治ることが多い</p>



レジオネラ症は、全数報告対象（4類感染症）であり、診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出なければなりません。

我が国のレジオネラ症発生動向調査 (年度別報告状況 2010-2024)



国立感染症研究所 感染症発生動向調査より

国内での感染事例

発生時期	発生県名	原因施設・感染源	届出者数 (死亡)
2002.7	宮崎	温泉施設	295 (7)
2009.9~10	岐阜	ホテルの入浴施設	8
2011.8~9	神奈川	スポーツクラブの入浴施設	9
2012.11~12	埼玉	温泉施設	9
2014.5	埼玉	温泉施設	3 (1)
2014.8	静岡	温泉施設	8
2015.5	岩手	公衆浴場	13 (1)
2015.5~6	神奈川	温泉施設	7
2017.3	京都	旅館の入浴施設	3
2017.3	広島	温泉施設	58 (1)
2019.7	静岡	入浴施設	13
2022.3	兵庫	入浴施設	2 (1)

レジオネラ属菌集団感染 の状況

- 2015 (H27) 岩手県盛岡市 公衆浴場
13名感染、うち1名死亡
- 2017 (H29) 広島県三原市 公衆浴場
58名感染、うち1名死亡
- 2022 (R4) 兵庫県神戸市 ホテル入浴施設
2名感染、うち1名死亡

国内のレジオネラ症集団感染事例の感染源 (1980-2018/3)

設備	市中感染	福祉施設感染	院内感染	合計	
入浴施設	22	1	0	23	70%
冷却塔	2	0	1	3	9%
給水/給湯系	0	0	2	2	6%
加湿器	0	1	0	1	3%
高圧洗浄装置	1	0	0	1	3%
不明	0	3	0	3	9%
合計	25	5	3	33	

レジオネラ属菌を防ぐには？

衛生管理が不十分な浴槽の壁面や配管などにつくヌメリは、専門的には生物膜（バイオフィルム）と呼ばれます。循環式浴槽水や冷却塔、給湯設備などでも、このヌメリには栄養分が豊富で、塩素などの消毒薬や紫外線から保護されるため、微生物の増殖に適した環境になります。

つまり、

- 生物膜（バイオフィルム）を発生させない。
- レジオネラ属菌の栄養源を絶って、増殖させない。
- レジオネラ属菌が繁殖している可能性がある水の細かい水滴（エアロゾル）を人に吸い込ませない。

この3つが、レジオネラ症を発生させない大原則になります。

図1 生物膜の構造

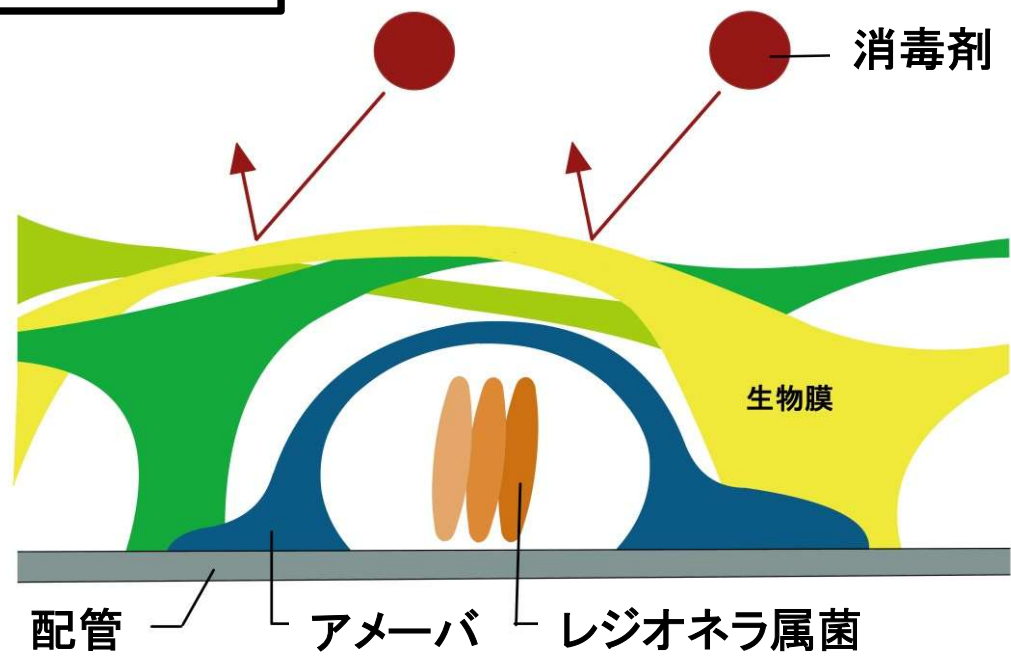
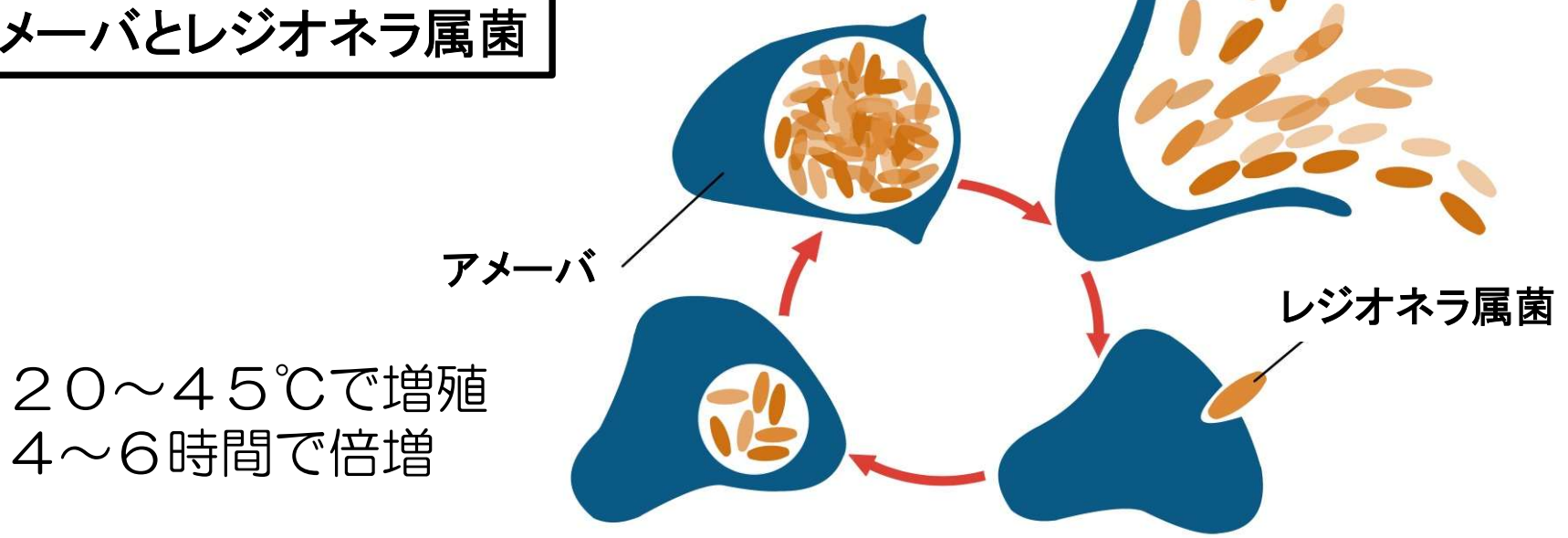


図2 アメーバとレジオネラ属菌



浴槽

- 毎日完全換水、清掃する。
（循環式浴槽は、1回／週以上完全換水・清掃）
- 浴槽水は常に満水状態にしておく



毎日、完全換水と
清掃・消毒の徹底、
ヌメリをなくして
レジオネラの発生予防

浴槽水の消毒

塩素系薬剤によること

(水道水の使用で、客ごとに清掃・消毒、完全換水している場合は除く)

ただし原湯又は原水の性質その他の条件により、塩素系薬剤を使用できない場合は、他の適切な措置を講ずること

塩素系薬剤による方法	濃度
遊離残留塩素により消毒する場合	遊離残留塩素濃度を通常0.4mg/ℓ程度に保ち、最大1mg/ℓを超えないようにすること
結合塩素により消毒する場合	モノクロラミン濃度を3mg/ℓ程度に保つこと

浴槽の維持管理

1 生物膜の除去

1) 過酸化水素消毒 (過酸化水素 2~3%で使用)

有機物と反応し、物理的に生物膜を剥離 (強い殺菌力有り)

要取扱注意 劇物 (毒物及び劇物取締法指定)

廃液処理 処理薬品が多量に必要、洗浄廃液処理

⇒ 専門業者に委託

2) 塩素消毒

高濃度の有効塩素を含んだ浴槽水を循環させる殺菌法

残留塩素濃度 5~10mg/L 程度 (1~4時間、1回/週以上)

微生物の細胞膜が破壊され、タンパクや多糖類が溶出し浴槽水が濁る、発泡する ⇒ 日常管理 (0.1~0.2mg/L) で防止

3) 加温消毒

60℃以上の高温水を循環させる殺菌法

循環系の材質により、劣化または腐食を促進 ⇒ 要事前確認

循環式浴槽の維持管理

循環配管の維持管理

2 家庭用24時間風呂、追い炊き機能付き浴槽

同じ湯が配管内を循環・停滞するとレジオネラ属菌が増殖するリスクが高くなる。

管理方法

浴槽水を毎日交換

定期的に追い炊き用配管の洗浄（配管洗浄剤等を使用）

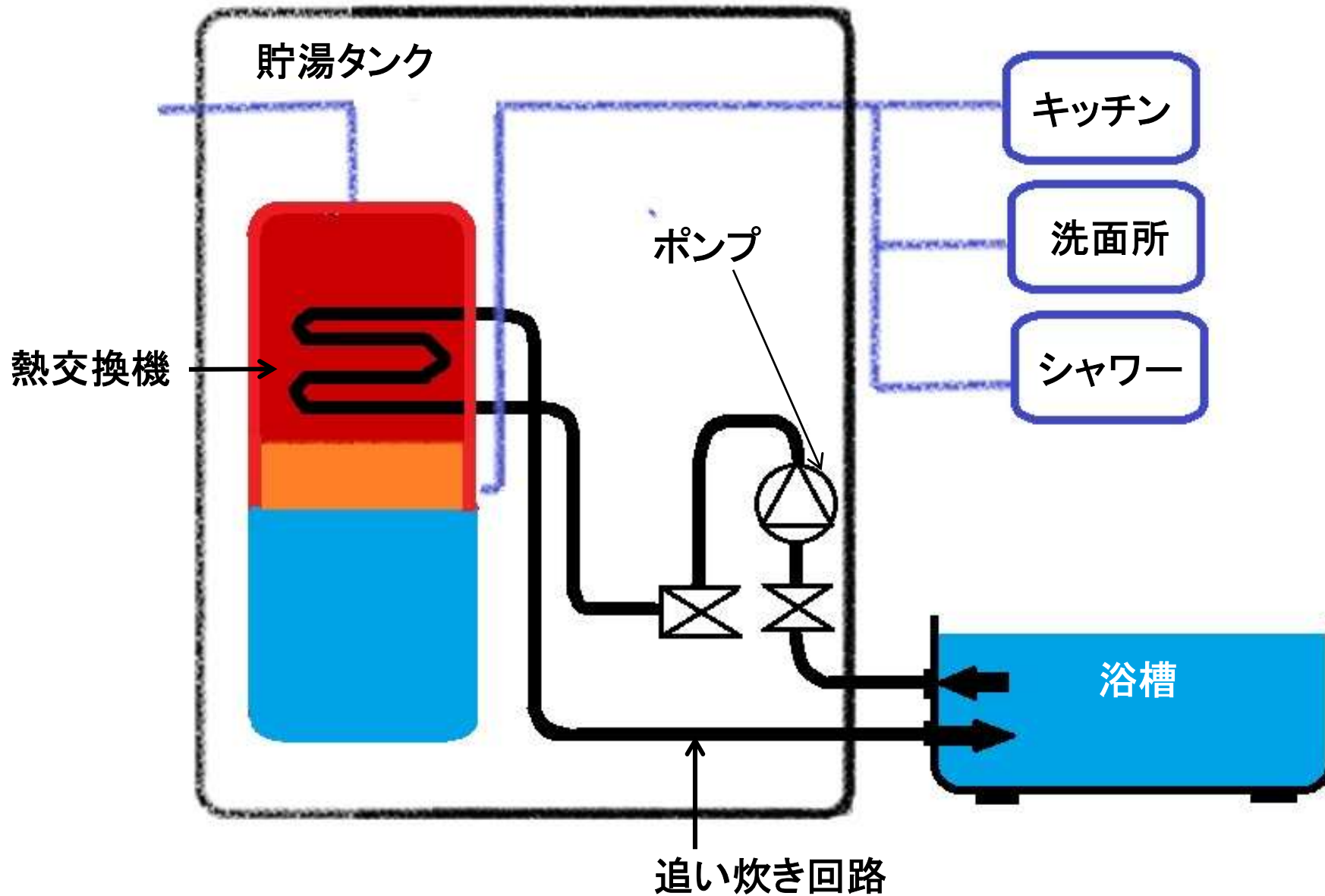
取扱説明書の方法で設備の維持管理する

浴室内の状態を毎日チェック

⇒ 汚れやぬめりがある場合は、十分に洗浄

⇒ 汚れがひどい場合は、洗浄剤だけでなく消毒薬を使用してください

追い炊き機能付き浴槽



施設設備の管理基準

(旅館業法施行条例 第3条第3項・
公衆浴場衛生基準等に関する条例 第6条)

施設設備等	管理基準	備考
浴槽	毎日、完全換水・清掃	循環式は1回/週以上
貯湯槽	原湯温度 60度以上	最大使用時 55度以上
原湯、原水（水道水以外）	水質検査 1回/年以上	結果は3年間保管
浴槽水（毎日完全換水） （それ以外）	水質検査 1回/年以上 2回/年以上	結果は3年間保管
塩素系薬剤による消毒	遊離残留塩素濃度 0.4mg/L程度を保つ 又は モノクロラミン濃度3mg/Lを保つ	毎日測定 遊離残留塩素濃度は最大 1.0mg/Lを超えない

ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することができない場合に、他の消毒方法を使用する場合等にあっては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤を使用する方法と同等以上の方法によること。

原湯・原水の水質基準

基準項目	水質基準	備考
色度	5度以下であること	
濁度	2度以下であること	
pH値	5.8以上8.6以下であること	
全有機炭素（TOC）の量 又は 過マンガン酸カリウム消費量	TOCの量 3mg/L以下 又は 過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L 以下であること	
大腸菌	検出されないこと	
レジオネラ属菌	検出されないこと*	*10cfu/100ml未満

浴槽水の水質基準

基準項目	水質基準	備考
濁度	5度以下であること	
全有機炭素（TOC）の量 又は 過マンガン酸カリウム消費量	TOCの量 8mg/L以下 又は 過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L 以下であること	
大腸菌群	1個/ml 以下であること	
レジオネラ属菌	検出されないこと*	*10cfu/100ml未満

水道水と温泉の衛生管理の違い

浴槽水に水道水を利用

水道水は塩素消毒（遊離残留塩素）の効果が発揮できるように阻害物質を取り除いている。



バイオフィルムの除去
遊離残留塩素濃度の適正管理

浴槽水に温泉を利用

温泉の成分や特性により遊離残留塩素が消滅、消毒効果が失われる

配管内面に温泉スケールが付着



温泉成分・水質に適した
薬剤・方法の選択・検証が必要



温泉スケール・バイオフィルムの除去
適切な消毒

加湿器からの感染事例（国内）

発症年月	都道府県名	施設	患者数 (死亡)
1996/1-2	東京	大学病院新生児病棟	4 (1)
2000/1	広島	病院産科新生児室	2
2007/9	新潟	家庭 (※1)	1 (1)
2017/12-2018/1	大分	特別養護老人ホーム (※2)	3 (1)

※1 患者宅浴場
加湿器のふき取り

いづれ 林ラ属菌不検出
いづれ 林ラ属菌検出（患者吸引痰からの菌と遺伝子一致）

※2 超音波式加湿器

タンク内に又メリ確認
いづれ 林ラ属菌検出（22万個/100ml）
毎日換水、1回/週のブラシ洗浄を実施

お持ちの加湿器の種類をチェックしてみましょう

加湿器の種類

- | | |
|-----------|---------------------|
| ・ スチーム式 | 水を加熱して水蒸気にする |
| ・ ハイブリッド式 | 加熱した水を気化や超音波で水蒸気にする |
| ・ 気化式 | 水に風を当てて蒸発させる |
| ・ 超音波式 | 水を超音波で水蒸気にする |
-

要注意！

レジオネラ属菌は60℃、5分の加熱で殺菌されるため、加熱を伴わない加湿器、特に超音波式には注意が必要です。

超音波式加湿器は安価で簡単に使えますが、危険性を知らずにメンテナンスを怠ってしまうとレジオネラ症の感染源になってしまうことがあります。

✨加湿器からのレジオネラ感染を防ぐポイント✨

☑ 水道水を使う

加湿に使用する水は、消毒されている水道水の使用をお勧めします。

☑ タンクの水はつぎ足さず、毎日交換

タンクの水をつぎ足すと菌がそのまま残り、つぎ足し続けるとより多くの菌が繁殖します。

タンクの水は、毎日交換しましょう。

☑ タンク内や水と触れる箇所を洗浄・消毒

触ってぬめりがある場合には、「バイオフィルム（微生物が増殖してできた膜状の集まり）」ができています。

「バイオフィルム」ではレジオネラ属菌が寄生するアメーバ類が増えていることがあり、レジオネラ属菌が増殖します。

ぬめりがなくなるまで洗浄し、洗浄後に次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤）や消毒用エタノールで消毒しましょう。

✨加湿器からのレジオネラ感染を防ぐポイント ✨

☑ 乾燥させる

レジオネラ属菌は乾燥に弱いので、定期的に加湿器（タンクや水蒸気の吹き出し口等）を乾燥させる時間を作りましょう。

☑ 使用終了時、再使用時に洗浄

加湿が必要な季節が終わったら、加湿器をしっかりと洗浄してから保管しましょう。

加湿が必要な季節になり、保管してあった加湿器を使い始める際にも洗浄してから使用しましょう。

☑ 取扱説明書を確認

加湿器の取扱説明書をよく読み確認してしっかり管理しましょう。

加湿器をメンテナンスして湿度をコントロールしましょう!!

3 その他の疾患の発生予防について

- ノロウイルス感染症
- 食中毒

ノロウイルス感染症

毎年、冬季に
流行！！

症 状

潜伏期間：24時間～48時間

主症状：吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱

症状が1～2日続いた後、治癒し後遺症もない。

感染しても発症しない場合もある（健康保菌者）。

感染経路

ノロウイルスが含まれる患者の便や嘔吐物から人の手を介して感染する。

ノロウイルスに汚染された食品や井戸水を飲食して感染する。

（食中毒）

施設における予防対策（食中毒予防を除く）

従業員の健康管理に注意する。

施設内のおう吐物やふん便を適切に処理する。

共用部分の清掃消毒に努める。

吐物等の処理

感染者の嘔吐物やふん便には、多量のノロウイルスが含まれているため、適切な処理は感染を防ぐために極めて重要です。突発的な嘔吐や水様便は、広範囲に飛散し汚染するため、正しい処理が必要です。

【処理時のポイント】

- ① 感染防止品の着用
(使い捨てマスク、手袋、エプロン)
- ② 立ち入りの制限
- ③ 十分な換気 (室内のウイルス量を減らす)

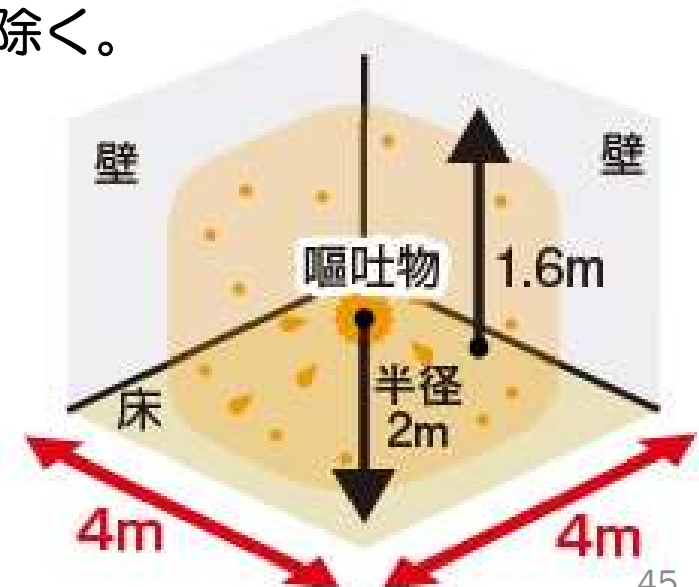


吐物等の処理

感染者の嘔吐物やふん便には、多量のノロウイルスが含まれているため、適切な処理は感染を防ぐために極めて重要です。突発的な嘔吐や水様便は、広範囲に飛散し汚染します。正しい処理が必要です。

【処理時のポイント】

- ① 感染防止品の着用（使い捨てマスク、手袋、エプロン）
- ② 立ち入りの制限
- ③ 十分な換気（室内のウイルス量を減らす）
- ④ **効果的な殺菌剤の使用**（適切な濃度1000ppm以上で常備するとよい）
 - ・ペーパータオルで覆い、消毒液（0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液）をかけ、吐物を外から中央に寄せ十分に取り除く。
 - ・消毒液を浸したペーパータオルを敷き詰め約10分間保持。
- ⑤ **広範囲の清浄化**（右図）
- ⑥ **処理後**
 - ・使い捨てマスク、手袋、エプロン等の廃棄
 - ・手洗いとうがい



家庭用塩素系漂白剤（5%）を使用の場合 ※容器に記載している濃度を確認

吐物・下痢便等	通常のドアノブ等
キャップ2杯（約10ml）	キャップ半分弱（約2ml）
水490mlで薄める	水500mlで薄める
0.1% 次亜塩素酸ナトリウム液	0.02% 次亜塩素酸ナトリウム液

ppmは百万分率：1ppm = 0.0001%

【調整時の注意】

- ・ゴム、ビニール手袋は必ず使用する。

【保管上の注意】

- ・ ボトルに「0.1%又は0.02%次亜塩素酸ナトリウム液」と明記
- ・ 長期保管したものは殺菌力が低下

温度・直射日光により経時変化を起こす

例：通常在庫（温度19～29℃）半年で12%から5%に低下し、その後3.5%まで下がる。

トイレの清掃・消毒



清掃の順番 例
手洗シンク (からん・蛇口も)
便器周辺 (レバー等)
便座フタ (外⇒内)
便座 (外⇒内)
便器外部・壁・床
便器内部

共用部分の清掃・消毒

台所

冷蔵庫・冷凍庫の
取っ手



水道の蛇口と
シンク



パブリック・スペース

ドアノブ スイッチ

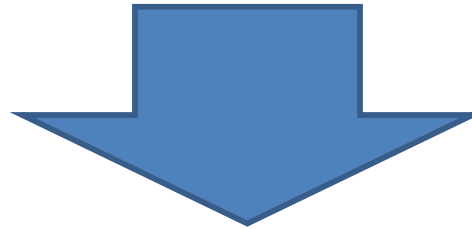


特に、直接触れる機会の多い設備等は、
しっかりと行ってください。

消毒剤は、施設環境に対する影響
(薬剤による腐食など) について
考慮し、使用しましょう。

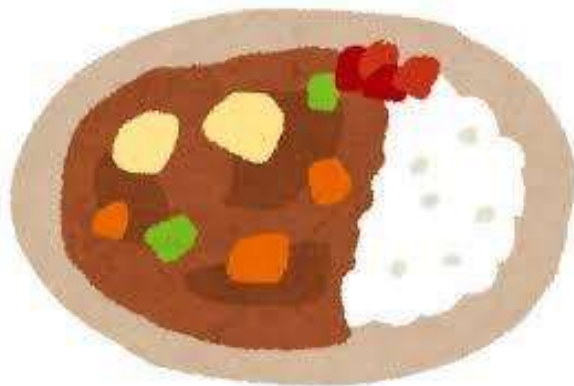
注意事項！

住宅宿泊事業者が食事を提供する場合



食品営業許可（飲食店営業）が必要です

※最寄りの保健所へご相談ください。



食中毒予防

調理場（台所）を提供する場合の注意点（1）

- 井戸水を使用している場合は、塩素消毒装置を設置し定期的に水質検査をしましょう。
- 提供する調理器具や食器は、使用後に洗浄・消毒（熱湯や漂白剤など）し、密閉できる場所に保管しましょう。
- 提供する冷蔵庫は、定期的（可能であれば宿泊者が代わる毎）に、適正に機能（庫内温度など）しているか否かを確認し、清掃、消毒を実施しましょう。

食中毒予防

調理場（台所）を提供する場合の注意点（2）

- 利用者に手洗いの励行の他、食中毒予防について周知してください。
- ① 調理前、食事の前やトイレを使用した後は手指をしっかりと洗う。（別図）
- ② 料理は、調理後早めに食べるか、放置せず冷蔵庫に保管する。
- ③ 加熱調理の際は、食品内部まで十分に加熱する。

できていますか？

衛生的な手洗い



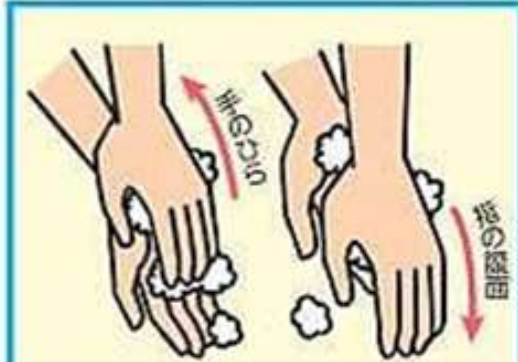
1

流水で手を洗う



2

洗剤を手取る



3

手のひら、指の腹面を洗う



4

手の甲、指の背を洗う



5

指の間(側面)、股(付け根)を洗う



6

親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う



7 指先を洗う



8 手首を洗う（内側・側面・外側）



9 洗剤を十分な流水でよく洗い流す



10 手をふき乾燥させる



11 アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です！

2～9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

4 ねずみ・衛生害虫防除について



客室のねずみ・害虫防除

予 防

- 【侵入防止】：外部に開放する排水口・吸排気口等に金網設置、窓に防虫網等の防除設備の設置
- 【発生源除去】：施設及びその周辺の定期的な清掃、換気寝具等の管理
- 【駆 除】：6か月以内に1回以上、実施に努める殺鼠剤、殺虫剤の散布

トコジラミの防除

成虫は吸血しなくとも1年以上生存
幼虫から成虫まですべて吸血します。

家具やカーペット、床や壁の継ぎ目、
たたみのへり、ブラインドやカーテン
のほか衣類や鞆などあらゆる隙間に潜
り込む。

就寝中に吸血することが多いため、
ベッド周りに生息していることが最も
多い。

トコジラミが生息している部屋で、
ベッドやソファから衣類へ入り込ま
れたり、**鞆をカーペットに置いた時に
卵を産卵されたりするなど人の使用す
る様々な物を介して生息場所を拡大す
る。**

トコジラミ自体が壁の隙間や天井裏
を歩行して移動することもあります。



国内のトコジラミ問題の背景

- ・外国人観光客・日本人渡航者の増加
- ・ピレスロイド抵抗性の発達
- ・トコジラミの認識不足
- ・都市部での高密度施設(宿泊施設、
ネットカフェ、スーパー銭湯)・大量
保持者からの拡散
- ・被害の隠蔽体質(防除費用が高額)

トコジラミの生息状況

【予防】

- 一度繁殖すると防除が困難（多大な労力や費用がかかる）
- 生息場所がどんどん拡大
- 日頃からこまめに生息場所の掃除を行い、発生を予防

【刺された人がいる場合】

生息場所を調査し、トコジラミの生息を確認

- 血糞（黒い小さい糞）、シーツの血痕
- 夜間、20分程度消灯すると寝具周辺に潜伏個体が出現しやすい
- 天井やコンセントなどに痕跡が見られる場合は、上下左右の部屋にも生息の可能性有り

トコジラミの駆除

【トコジラミを発見した場合】

掃除機で吸い取ったり、熱湯洗濯するなどの方法で駆除

＊大量に繁殖の場合

個人での駆除は困難

一般的に販売されている殺虫剤に抵抗性が有り、殺虫効果が低い可能性があります。（卵に効果が無い）



駆除業者への委託が必要

5 届出受理通知後 事業者がしなければならないこと



標識の掲示について

- 1 届出済標識（法第13条標識）は、公衆から見やすい場所に、届出した内容のとおりに掲示してください。



届出番号 Number	届 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	届 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certifi Private Lodging Administrator	

届出済標識
(白地に青)



滞在中標識

【不在型の場合】

標識には「住宅宿泊管理業者」「緊急連絡先」が記載されています。変更する際は必ずご連絡ください。

- 住宅宿泊管理業者を変更する場合は、あらかじめ届出が必要です。
- 緊急連絡先のみ変更する場合も、必ずご連絡ください。苦情に迅速に対応できず、周辺的生活環境を悪化させることとなります。

- 2 滞在中標識（条例第11条標識）は、宿泊者が滞在している間、公衆が見やすい下記の場所に届出のとおり掲示してください。

- 集合建物（マンション等）の場合：共用部分に設置された掲示板または郵便受箱
- 戸建て住宅の場合：法第13条標識が掲示されている場所に近接する場所

各標識の掲示場所を変更する場合も届出が必要です。

標識を破損・紛失した場合は、届出先の県立保健所（和歌山市内は生活衛生課）までご連絡ください。

緊急時の駆けつけ対応者の配置について

- 1 家主居住型の場合は、宿泊者がいる間は原則として届出住宅内に駐在してください。
- 2 家主不在型の場合、住宅宿泊管理業者（※住宅宿泊管理業者から再委託を受けた者を含む。）は、宿泊者がいる間、届出住宅近辺に駐在しなければなりません。
宿泊者や近隣住民からの苦情・要請に対し迅速に対応するため、必ず配置してください。



- 集合建物（マンション等）の場合
→ 当該建物内
- 戸建て住宅（集合建物以外）の場合
→ 通常徒歩おおむね10分で
到達できる距離の範囲内

※駐在場所の変更について

- 適正な運営に係る証明書（別記第一号様式）に記載した駐在場所を変更する場合は、届出が必要です。
- 変更にあたっては、事前に近隣住民への反対のない意思の確認、自治会への説明、適正な運営に係る証明書の公表（届出住宅への掲示）を行う必要があります。
変更前に十分調整いただくようお願いします。

宿泊者に対し、周辺地域の生活環境への悪影響の防止のため 必要な事項の説明について

- 騒音防止**のために配慮すべき事項として説明しなければならないこと
 - ①近隣住宅の住民に迷惑を及ぼす大声又は音を発しないこと
 - ②深夜(午後11時から午前6時まで)に、届出住宅から音が屋外に漏れないよう窓を閉鎖すること
 - ③次の場所で、パーティー(複数人で飲食を共にする会合)を開かないこと
届出住宅の屋上、ベランダ、バルコニー、テラス又はこれらに類する場所、敷地内の庭、届出住宅が集合建物の場合はその共用部分 等
- ごみの処理**に関し配慮すべき事項について説明しなければならないこと
 - ・宿泊中に排出する廃棄物の処理方法（各市町村が定める廃棄物の分別方法に従うものに限る。）
- 火災の防止**のために配慮すべき事項として説明しなければならないこと
 - ・宿泊者にガスの元栓を利用させる場合にあっては、その開閉方法、消火器の使用方法及び火災が発生した際の通報先



説明をしたにもかかわらず、宿泊期間中、宿泊者の行為が周辺地域の生活環境に対し、悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、**住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、速やかに当該行為の改善を求めなければなりません。**

住宅宿泊事業実施にかかる定期報告について

1 宿泊実績の報告（法第14条）

- 民泊制度運営システム（ウェブ）もしくは所定の様式で、宿泊日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、宿泊者の国籍を報告



2か月ごとに報告が必要です。
対象期間に宿泊者がいない場合も、必ず報告してください。

2 苦情・問い合わせ対応にかかる報告（条例第10条・第12条）

- 法第10条の規定により対応した苦情・問い合わせの記録を作成し、翌年度4月15日までに前年度分を報告（メール等で保健所へ送付）

参考：住宅宿泊事業法

第10条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

宿泊者名簿の作成義務について

法第8条第1項の規定

- 届出住宅または住宅宿泊事業者の営業所等に、下記の事項を記載した宿泊者名簿を備え付けること（作成の日から3年間保存）
- 都道府県知事の要求があったときは、宿泊者名簿を提出すること

【宿泊者名簿への記載事項】

- 宿泊者の氏名
- 住所
- 職業
- 宿泊日
- 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合、国籍及び旅券番号（旅券の写しをとり、保存すること。）



本人確認を適切に実施し、宿泊者名簿への正確な記載を徹底してください。

法令・条例の規定に基づく変更等の届出について

1 住宅宿泊事業変更の届出（法第3条第4項）

変更届の必要な事項

※1) から5) はその日から30日以内 ・ 6) はあらかじめ

1) 商号、名称、氏名又は住所（第2項第1号）

2) 法人である場合は、その役員の氏名（同項第2号）

3) 未成年である場合において、その法定代理人※の氏名及び住所（同項第3号）

※法人の場合、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名

4) 営業所又は事務所を設けている場合、その名称及び所在地（同項第5号）

5) 施行規則第4条第3項に掲げる事項 （次頁）（同項第7号）

6) 管理業務を委託する場合の管理業者の商号、名称、又は氏名、登録年月日、登録番号、受託契約の内容（同項第6号）

2 住宅宿泊事業を適正に運営することを証する書類の変更 (条例第3条第13項・施行細則第4条第12項)

条例の規定に基づく変更手続きについて

- 1 適正な運営に係る証明書（別記第1号様式）に記載した事項のうち、次に掲げる事項の変更内容について、書面により届出（条例第3条第13項）
 - 1) レジオネラ症対策に関する措置の変更（条例第3条第2項第1号）
 - 2) 非常用照明器具の設置又は防火区画の変更（同 第2号）
 - 3) 本人確認の方法の変更（同 第4号）
 - 4) 届出済標識の掲示場所及び滞在中標識の内容又は掲示場所の変更（同 第6号）
 - 5) **住宅宿泊管理業者が駐在する場所の変更**（同 第7号）
- 2 近隣住宅の住民等に対し、上記1に係る内容の変更について、反対する意思がないことを確認（条例第3条第10項※）
- 3 自治会等に対し、上記1に係る内容の変更について説明し、意見を求めたことを証する書類の提出（条例第3条第11項※）
- 4 変更内容について、届出住宅への掲示により公表（条例第3条第12項※）

※は条例第3条第13項による準用

3 事業廃止等の届出 (法第3条第6項)

※ 届出作成前に、宿泊実績の報告が必要です。

※ 廃止の際は、標識も添付してください。

廃止届出の提出が必要な事由	届出者
1 住宅宿泊事業者である個人が死亡したとき	その相続人
2 住宅宿泊事業者である法人が合併により消滅したとき	その法人の代表役員
3 住宅宿泊事業者である法人が破産手続きの決定により解散したとき	その破産管財人
4 住宅宿泊事業者である法人が(3)以外の理由により解散したとき	その清算人
5 住宅宿泊事業を廃止したとき	事業者